

令和5年度 食育イベント企画・運営業務委託事業者選定実施要領

1 案件名称

令和5年度 食育イベント企画・運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

若い世代をターゲットに、食習慣改善(朝食欠食率や栄養バランスの改善)のきっかけ作りとなるよう、①自身の健康・食事に関心を持ってもらうこと、②食習慣改善のメリットを伝えること、③食習慣改善のためのアイデアを伝えること、④食習慣改善のハードルを下げることを目的に本事業を実施する。

(2) 業務内容

イベント企画・運営業務(別添「仕様書」のとおり)

ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3) 事業規模(契約上限額)

金2,550千円(消費税および地方消費税相当額を含む)

※ 本募集は、令和5年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、本募集に基づく契約を締結しないことがあります。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

(5) 履行場所

神戸ハーバーランドumie センターストリート1F中央特設会場

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。ただし、会場使用料の支払いは神戸市が行うものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書および企画提案書にもとづき決定する。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別添「頭書および委託契約約款」参照

(4) 契約保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則120号)第25条第1号の規定により免除とする。

(5) その他

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱にもとづく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ② 7 (1) 事業者選定委員会における委託候補者と契約締結の協議を行う。(最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」にもとづく委託契約を締結する。契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に沿って本業務を遂行するものとする。
 - ① 企画提案書作成に関する質問回答
 - ② 仕様書
 - ③ 企画提案書等ただし、①または②の記載と③の記載との間に齟齬がある場合、原則として①または②の記載を優先するが、事業者提案等に記載された内容が仕様書に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が仕様書の記載に優先するものとする。なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に事業者と協議したうえで、その優先関係を判断する。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 代表者および役員に破産者および禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる企業でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく会社更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号にかかげる暴力団およびその利益となる活動を行う企業でないこと。
- (5) 納期が到来している所得税または法人税、消費税および地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合も含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (9) 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有し、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 実施要領等の配布開始 | 令和5年2月13日(月曜) |
| (2) 参加申請および質問受付締切 | 令和5年2月27日(月曜)12時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和5年3月2日(木曜)予定 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年3月29日(水曜)12時 |
| (5) 事業者選定委員会の開催 | 令和5年3月30日(木曜)予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和5年4月3日(月曜)予定 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和5年4月上旬 |
| (8) 事業完了 | 令和5年7月31日(月曜) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

① 受付期間

令和5年2月27日(月曜)12時まで

② 提出書類

参加申請書兼質問書(別添様式)

③ 提出方法

電子メールにより「9 問合せ先」へ提出すること。

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和5年2月27日(月曜)12時まで

② 提出方法

参加申請書兼質問書に記載し、電子メールにより「9 問合せ先」へ提出すること。

③ 回答方法

令和5年3月2日(木曜)に、参加者全員に対し、質問提出期限内に受領したすべての質問内容および回答を電子メールにて送付予定(質問した事業者名は非公表)。なお、応募状況の問合せについての質問は一切受け付けない。

(3) 必要書類の提出

① 提出期限

令和5年3月29日(水曜)12時

② 提出書類

ア. 企画提案書

様式の定めはないが、下記の事項について必ず記載すること。

また、事業者名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報は記載しないこと。

■ イベント名称

■ イベント内容

■ 集客の工夫

■ 会場レイアウト

■ イベントのメインビジュアル/チラシ/SNS広報デザイン

- 実施スケジュール
- 集客目標および事業評価方法
- 実施体制
- 類似業務実績

イ. 見積書(様式の定めはないが、積算内訳を必ず明記すること)

ウ. 会社・団体概要

- 組織体制(所在、名称、連絡先、在籍人数等)
- 設立の沿革と実績(過去に行った事業がわかる資料等)

エ. 登記簿謄本(または登記事項に関する全部証明)および納税証明書

※神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合のみ

③ 提出方法

電子メールにより「9 問合せ先」へ提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会

① 開催日

令和5年3月30日(木曜)に神戸市役所内にて開催予定(詳細は参加者に別途連絡)

② 選定方法

- 事業者選定委員会は、企画提案書および参加者によるプレゼンテーションにもとづき、審査を行う。
- 選定委員は、以下の評価基準に沿って100点満点で評価を行い、各委員の合計点が最も高い参加者を委託候補者とする。
 ※ 採点の平均点が60点未満の場合は委託候補者として選定しない。
 ※ 評価点審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、選定委員で協議のうえ、委託候補者を選定する。
 ※ 参加者が1者の場合は、選定委員会において、当該参加者を委託候補者として選定するか否かを判断する。

③ 選定基準

審査基準	配点
イベント内容は対象者が足を止めて参加する魅力があるか	10
イベント内容は本事業の目的を達成できるものになっているか	30
会場レイアウトは安全面に配慮されているか	10
集客の工夫について効果が見込めるか	10
デザインは対象者が魅力を感じるものになっているか	15
実現可能性	15
本社所在地等を神戸市内に有するか。 ※本社・本店の場合は10点、支社・支店・営業所の場合は5点	10

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 見積書および企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着した場合。
- ② 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ③ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ④ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

令和5年4月3日(月曜)を目処に、すべての参加者に結果を通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、事業者選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例にもとづき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更・差替・追加提出もしくは再提出を認めない。
- (6) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 参加申請後に提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」を「9 問合せ先」へ電子メールにて提出すること。
- (9) 事業者選定委員会参加者は、委託候補者の選定後、この募集要領等について不知または不明を理由として異議を申し立てることができない。

9 問合せ先

神戸市健康局健康企画課 藤本・池田

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館6階

電話：078-322-6512 E-mail：shokuiku.eiyou@office.city.kobe.lg.jp